

平成10年5月22日制定

社団法人高層住宅管理業協会  
常勤役員退職金支給規程

(総則)

第1条 社団法人高層住宅管理業協会の常勤役員に対する退職金の支給についてはこの規程の定めるところによる。

(退職金の支給対象)

第2条 退職金は、常勤役員が退職したときはその者に、常勤役員が死亡したときはその遺族に支給する。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、在職1年につき、常勤役員が退職し、又は死亡した日におけるその者の年収(役員報酬規程第2条に規定する、月俸、職務手当、特別手当の年間合計額)を12で除した額を乗じて得た額とする。

2 前項の在職年数に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合、1月未満の端数があるときは、1月とする。

3 退職金の額には、常勤役員の在職期間の業績に応じて、理事長が別途増額又は減額できるものとする。

(退職金の支給)

第4条 退職金は、法令に基づきその常勤役員の退職金から控除すべきものの金額を控除し、その残額を直接支払うものとする。

2 退職金は、予算その他特別の事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(弔慰金)

第5条 常勤役員が死亡した場合は弔慰金を支給することができる。

附則

この規程は、平成10年5月22日から施行する。